平成２９年（フ）第１３３号
静岡県浜松市中区佐鳴台４丁目６番306号
債務者　那須　敦子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
島根県出雲市塩冶町973番地２　第二まるわ荘８号
債務者　神庭　広樹
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後１時45分
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第２５０号
岡山市南区当新田483番地２
債務者　福原　淳子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３１号
岡山市南区並木町２丁目18番19号
債務者　松木　　理
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７１号
東京都小金井市貫井北町３丁目７番10号第１佳住荘201
債務者　新田　邦広
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３２号
長崎県西海市西海町丹納郷2471番地１　丹納団地203号、前住所長崎県西海市西海町水浦郷513番地１
債務者　田島　幸子（旧姓鉾屋）
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第８２６号
横浜市青葉区成合町443番地２　グループホームサンライフ青葉
債務者　飯田　正樹
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５４号
栃木県小山市大字犬塚50番地142
債務者　山崎　元子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３５９号
東京都多摩市貝取１丁目４番地の６ベルレーヌハイツ203
債務者　北條　　基
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７０７号
横浜市金沢区釜利谷西６丁目25番７号
債務者　大木タカ子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７６９号
横浜市鶴見区生麦５丁目16番19号
債務者　江口　ミヨ
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８０２号
東京都八王子市長房町215番地１　ティアナ・Ｈ　101号（住民票上の住所）
債務者　野村　仁美
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４００号
大阪市住吉区山之内３丁目16番10号マンション華401号、前住所大阪市住吉区苅田３丁目17番20　1003号
債務者　山本　　宏
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４４９号
大阪市淀川区東三国５丁目12番６―805号
債務者　堤　裕太郎
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４８０号
大阪府八尾市明美町２丁目２番３号
債務者　千間　幸男
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部